

# いいだ法人

第156号

2024・1

冬 Winter

(題字 児島博司会長 筆)  一般社団法人 飯田法人会



## 謹賀新年

〜本年もよろしくお願いいたします〜

冬化粧した南アルプスの山々と飯田市街地を望む  
笠松高原から南アルプスと伊那谷を望む

撮影：松島信雄 氏

### 主な内容

- ・新年のご挨拶 (児島会長・飯田税務署長) … 2
- ・年末調整研修会開催報告 …………… 8
- ・税務署だより …………… 3～4
- 絵はがきコンクール優秀作品表彰と展示
- ・社労士コラム …………… 5～6
- ・税に関するポスター・絵はがき優秀作品表彰 … 9
- 「奇跡を待つより、捨て身の努力!! 建設業2024年、難関問題ベスト3」
- ・部会だより (青年の集い) / 茂原法人会交流会 … 6
- ・税制改正に関する提言活動 …………… 10
- ・マンガでわかる! 法人会自主点検チェックシート … 11
- ・表彰 / お知らせ掲示板 (決算説明会等) … 7
- ・ポスター優秀作品 / 編集後記 …………… 12

### 長野県法人会連合会 作成動画のご紹介

このほど長野県法人会連合会では、「インボイス制度」・「電子帳簿保存制度」に関する研修用の動画を作成しました。  
詳しくは11ページをご覧ください。



みんなで回覧しましょう



確認印	社								経理担当
	長								

差出人 (差出發送代行) 返還先  
**(株)長野県中日サービスセンター** 〒395-0073 飯田市松川町2211メルセンビル1階  
このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

**飯田法人会** 〒395-0033 長野県飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL 0265 (52) 5775



# 令和 6 年 新年のご挨拶



一般社団法人 飯田法人会  
会長 児島 博 司

新しき令和6年を迎えるにあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本年一月一日に発生した大地震、能登半島地震で多くの方々  
が亡くなり又被災されました。

お見舞い申し上げますと共に、一日でも早い復興をお祈り申  
上げます。

会員企業様及び会員の皆様には、穏やかな新年をお迎えのこと  
と思っております。私自身会長2期目のこの1年でしたが、コ  
ロナもようやく感染症の第5類移行という事で、なんとか法  
人会におきましても、ほぼ通常の運営形態に戻る事が出来、  
皆さまのご協力の下、無事新たな年を迎えることができました  
こと、まずもって厚く御礼申し上げます。今年度は各支部の  
総会に、参加させていただきました。各支部の皆様と直接、  
非常に有意義な交流する事ができましたと同時に飯田法人会  
の範囲、地域の広さを改めて感じた次第です。本年も会員  
各位始め役員等執行部の皆様、事務局、更には税務署を  
始めとする各行政機関、納税関係様、税理士会、提携保険  
会社、各地区商工会様等々多くの関係諸団体様のご協力を  
頂き、事業を推進して参りたいと思っております。

コロナ禍の時代を経過した今、我々法人会を取りまく社会情  
勢や経済情勢等々まだまだ厳しい環境にあります。またこの  
変革の時代であればこそ、人と人の絆を忘れず大事にし交  
流を深め、思いやりの心で共に活動していければと思う所  
です。

本年は辰年であります。活力が旺盛で大きく成長し形が整  
う年だと言われ、十二支の中で最も縁起の良い年とされて  
おり、運気が上昇して夢が叶いやすい年とされております。

より良い年となるよう期待するところでです。

今年度令和5年は、飯田法人会が一般社団法人化して10  
周年に当たりました。1年遅れではございますが、令和6  
年度にて10周年の節目として記念事業を行う予定です。  
会員皆様方のご協力をお願い申し上げます。又、本年より  
インボイスが本格導入されました。インボイスにつ  
きましては、会員各社苦慮されていると思  
います。インボイスの対応につきま  
しては、法人会として様々な形  
の中で対応して行かなければ  
と思  
います。

本年度も、税務署様並びに税理士会他関係諸団体様との  
連携を図り公益事業を行うと共に会員企業にと  
って魅力ある事業を提供し、  
企業の発展、税知識及び納  
税意識の向上を図って  
い  
きましょう。会員皆様方  
のご協力を  
お願い申  
上げま  
す。

結びに本年も会員皆様方との連携、交流、懇親をより深  
め活動してまいる事を念じ、会員皆様にとりまして幸多  
き年となりますよう又各企業並びに関係諸団体様のご  
発展とご隆盛を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



飯田税務署長  
浅井 伸 紀

令和6年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申  
上げます。

令和6年1月1日午後4時10分頃、石川県の能登地方  
を中心とした震度7の地震が発生しました。

当局の管内を含む被災地では、津波、建物等の倒壊や  
火災等により甚大な被害がもたらされ、現在も余震が続  
くなど、予断を許さない状況にあります。

地震の影響は広範囲にわたり、一般社団法人飯田法  
人会の皆様のご家族やご親族の中にも、影響を受け  
られた方がおられると思  
います。被災された  
方々に心からお見  
舞い申  
しあげ  
ます。

さて、児島会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、  
日頃から、法人会活動及び企業活動を通じ、税務行政に  
深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種研修会の開催、会報誌「い  
いだ法人」による情報提供など、幅広い事業活動を活  
発に展開されており、税知識の普及や、会員企業と地  
域社会の健全な発展に多大な  
貢献をされてお  
られます。役員  
並びに会員の  
皆様のご努力  
と熱意に  
対しまして、心  
から敬意を  
表する  
次第  
です。女性部  
が主催して  
いる税に  
関する  
絵は  
がき  
コン  
ク  
ー  
ル  
な  
ど  
法  
人  
会  
と  
連  
携  
し  
た  
事  
業  
に  
対  
し  
ま  
し  
て、今  
後  
も、  
よ  
り  
一  
層  
の  
充  
実  
が  
図  
ら  
れ  
る  
よ  
う、  
私  
だ  
も  
も  
共  
に  
取  
り  
組  
ん  
で  
ま  
い  
り  
ま  
す。

昨年10月開始のインボイス制度について、周知・広報に  
ご協力いただいたおかげで、円滑な制度開始を迎えること  
ができ、厚く御礼申し上げます。引き続き、事業者に対し  
ては、寄り添った対応を実施して、制度の円滑な定着に向  
けた取組を行ってまいります。

まもなく確定申告の時期を迎えますが令和5年分の確定  
申告から、従来のマイナポータル連携に加え、「給与  
所得の源泉徴収票」情報の連携が可能となりました。

マイナンバーカードを利用した自宅等からのe-Tax申  
告をより一層推進して、多くの方に利便性を感じていただ  
けるよう取り組んでまいります。確定申告をされる会員  
企業の役員・従業員の皆様には、是非ご利用をお願いいた  
します。

結びに当たり、今年の干支である「辰」は、十二支の中  
で唯一空想上の生き物ですが、隆盛の象徴であり、天高く  
昇る龍に守られる辰年は「強運」や「気が集まる年」と  
言われています。

皆様におかれましても、新しい気持ちで、昇り龍にあ  
やかり、躍動する一年となりますよう、また、皆様がか  
身共に健康で大いに活躍されることを祈念いたしまして、  
新年のご挨拶とさせていただきます。

# 税務署だより

令和 5 年 12 月

システム導入  
が難しくても  
大丈夫！！

## 令和 6 年 1 月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていただけたけれど、**令和 6 年 1 月**からはどうすればいいんだろう。

以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

### 【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2 課税年度前の売上高が 5,000 万円以下の方」、または「**電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方**」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。

仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性  
OK

### 【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。

**不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。**

その場合であっても、「**ルールを決めて守っていただくこと**」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね！

真実性  
OK

そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和 6 年 1 月からは消さずに保存する**必要があるのね。

そのとおりです。電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 裏面へ

## 準備が間に合わない場合はどうしたらいいの？

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。



(1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

(2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め 
  - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



**電子取引データを消さずに保存**しつつ、**税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるように**しておけばいいのか。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



税務職員ふたば

※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

## もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



ちょっとお耳を



社労士コラム

## 奇跡を待つより、捨て身の努力!!

建設業2024年、難関問題ベスト3



社会保険労務士  
うえすぎし のぶ  
上杉 信夫  
(飯田法人会会員)  
明治大学大学院卒  
(経営学研究科博士前期課程)

**Q1** **現場への直行直帰** は、労働時間に含まれる？含まれない？どちらですか？

**A1** 現場への直行直帰が労働時間に参入するか否かは、仮に労使の争いに発展したとして、トラブルを回避できるとしたらどっちかな？って考えて判断すると良いと思います。そもそも労働時間の適正把握については、タイムカードによる勤怠管理が適していないため、2024年4月を良い切り替え時と割り切って、これからはどちらさまも思い切って、是非ともスマホ等を利用した勤怠管理システムの導入を検討していただきたいところですが、それより何より、使用者の指揮命令下に置かれていたかどうかについて、その労働者ご本人の言い分はいったいどっちなのだろうか？ってね…私ならそういう視点で考えますね。要は、使用者の一方的な判断で決めるのは大変危険だということです。私は「移動時間というのは、あくまでも現場に向かう（あるいは現場から帰って来る）ための時間である」と、至ってシンプルに捉えることがポイントだと思っています。そう申し上げたところで、多くの建設業者さんが「シンプルに捉えたもんなら、おめ、答えは決まっているじゃないか！」って、反発したいお気持ちは重々理解できますけどね。それでも何でも、ネックなんですよ、そこが。それでも何でも、2024年の4月からはその難関を乗り越えて進んでいかななくてはならないのですよ、企業が生き残っていくためにはね。…私は、Q1こそが数ある2024年問題の難関問題中の筆頭格だと思っています。Q1は、日本中の建設業者さんが戦々恐々として当然の難関です。苦しいでしょうけど今が踏ん張り時と心得て、ここしっかりと乗り越えてくださいね。

あとね、労働者が「えらいまた遠くの（通常の現場圏内を逸脱しているというイミです）現場に行くことになったものだ。（心の中で）ほくつらいよ。」って、心細くなるほどの遠距離現場での就労を命じられた場合に、その労働者なりに悩みの種となる精神的・体力的な負担がより重くなることをしっかり考慮して、時間や距離に応じた何らかの手当なり何なりを配慮してあげないと、これからの時代に対応できないと思っています。これから若い労働力を獲得したいと本当に願うのであれば、この点をしっかり検討してください。2024年4月からは、老若を問わず、男女も問わず、正社員も非正規の社員も問わず、自分の会社で働いてくれる社員全員に対して、そう言った繊細な配慮を欠く会社は、建設業界に限らず繁栄していくことが難しくなるのではないのでしょうか。

**Q2** **「週休2日制」**って、義務ですか？罰則がありますか？国土交通省や建設業連合会が週休2日制の導入を強く推し進めようとしている理由は何ですか？

**A2** 現状では特に建設業の週休2日制に関して、法律上の規定がないために、義務化されてはおりません。したがって、罰則があるわけでもありません。しかし、それにもかかわらず、国や業界団体が「週休2日制」を目指し、私などは（もちろん顧問先に限ったことですが）「4週8休制の導入」を声高に叫んでいます。それはなぜか？…この際、あれもこれもとお話ししたいところをグッとこらえて、1点に絞って、その理由を明確にいたしましょう。目下、働き方改革によって、2024年4月を目途に、人手不足の解消、特に「是非とも若い労働力を獲得したいものだ！」という、しっかりした目的をもって、週休2日制の実現を目標に奮闘努力している建設業者さんは、全国的に増加傾向にあります。いかなる障害やマイナスが目の前に立ちだかろうと、その障害やマイナスを克服しねじ伏せて、「前進あるのみです！」と叫んで、2024年問題と真っ向勝負に出ている建設業者さんはジワジワと、その数を増しているのです。それが現実です。したがって、2024年4月の時点でいまだ週休2日制を確保できていない、あるいは将来に向かって考えることもない建設業者さんの元へ就職する労働力（特に若く、将来性豊かな若年層）が、この先減少低下する可能性は、残念ですが…否定できません。

**Q3** **「建設業の時間外労働」**は、これまでどう変わりますか？

**A3** **「時間外労働の上限規制」**について、原則として月45時間、年360時間となり、臨時的な特別な事情がない限り、これを超えることはできなくなります。仮に臨時的な特別な事情があったとしても、「1年間の時間外労働は720時間以内」をはじめとする上限時間を超えての時間外労働・休日労働は出来なくなります。なお、「特別条項」につきましても、本会報の「働き方改革シリーズ」で何回もお話をさせていただきました。今のこの時期のタイミングで、ぜひ読み返してみてくださいませよう願いたします。きっと参考にしていただけたらと思います。と言いますか、私としてはこの先も建設業界に身を置こうと考えている方々が、何かに気づいていただけたら、誠に幸いに存じます。



話は変わりますが、このコーナーお若い読者の方が少しずつ増えているようで、凄く嬉しいです。そこで、この先の紙面をいただいて、そんなお若い読者の皆様が勇ましい竜となって、未来に向かって大いにはばたくことを願って、ぜひお話ししたいことがございます。今年、2024 年は、皆さまが「アフター5を有効に使って、プロフェッショナルとして大いに成長していく時代」に突入する年です。あなた、身も心も「少し疲れたな」と思ったら、断固、タツプリとリラックスする時間に当てましょう。本を読んだり、資格試験の勉強をしようと思えば、迷いを吹っ切って、断固、実行すべきです。アフター5っていうのはね、①市場調査をする上で、最も適した時間帯なのです。それから②自己研鑽をする上で、絶好のチャンスな

んです。別に、年末年始に日本中を震撼させた派閥資金問題のことをどうのこうのと言うつもりはありませんが、永續すると思っただけであつたあの方たちの目の輝きが、みるみるうちに虚ろなそれに大変貌を遂げたところをテレビで見ている…つくづく権力志向というのは永續せず、滅びると言ったら語弊があるでしょうし、例えも古過ぎて申し訳ないのですが、エジプト文明やローマ帝国のように栄枯盛衰を繰り返すものなのだなど、いやあ、骨の髄まで思い知らされましたね。ところがドッコイ、はっけよいです。「学問」はそんなことないのです。理由は、学問は「深化志向」だからです。私、断言いたします。「深化志向の学問」は、栄枯盛衰など関係なく、滅びることなどありえなく、永續いたします。ですから、あなた、学問にはげみましょう。今のあなたのお仕事の分野の学問に。今年辰年ですね。きっと、若いあなたが実力をつけて、天に向かってグングン伸びていくのに相応しい年になりますよ。さあ、息を胸いっぱい吸い込んで、どうぞご自分のお仕事の分野で、思う存分にプロフェッショナルとして、成長していきましょうね！！

あ、私、あなたに大事なことを言うのを忘れてました。「奇跡」ってね、待ってたってやってきませんよ。…あなたの捨て身の努力が呼ぶのです。

## 部会だより

### 第37回「法人会全国青年の集い」山形大会

青年部長 稲垣 洋一

令和5年11月9日(木)～10日(金)に山形市において、第37回「法人会全国青年の集い」山形大会が開催されました。飯田法人会青年部から2名参加させて頂き、多くの刺激と経験をさせて頂きました。

健康経営大賞のプレゼンテーションでは、長野法人会からエントリーされた「新設工業株式会社」様のプレゼンテーションがあり長野県の企業の応援をして参りました。最優秀賞にはなりませんでしたが、分かり易くメリハリのある良い発表であったと感じました。その他の地域の発表も素晴らしい物があり、健康経営を推進していく上で参考になる発表ばかりでした。その後、ウェルカムパーティーが開かれ、

全国各地の法人会メンバーと名刺交換する機会があり、様々な地域の方との交流ができました。

最終日には「租税教育活動」や「会員拡大」についての会議や分科会が開かれ、集まった各地域の方と意見交換を行う中で、今後の活動を進める上でのヒントを沢山得られる良い機会でした。又、記念講演や大会式典なども行われ、密の濃い学びのある大会でありました。大会中は少し雨も降りましたが、山形の美味しい地酒や郷土料理などを堪能する事ができ、とても楽しい時間を過ごす事ができました。

今回の大会で学んだ事を今後の活動に活かし、健康経営の取組みと(一社)飯田法人会青年部の会員拡大にも繋がるようより一層努力して参りたいと思います。



### 茂原法人会(姉妹法人会)で一行来訪 4年振りの交流会を開催

飯田法人会の姉妹法人会である、千葉県「茂原法人会」の役員一行22名が、10月27日飯田を訪問された。

茂原法人会とは、1994年6月に姉妹法人会の締結を行い、以来親しく交流を続けている。締結25周年には、茂原法人会館で記念式典・祝賀会が開催され、飯田法人会から役員20余名が訪問し大いに交流を深めた。翌年には、茂原法人会が来飯し更なる親睦を図るとの予定であったが、実施直前に新型コロナの急激な感染拡大が起こり、中止の止むなきに至って

いた。以降4年を経て漸く来訪が可能となった。

当日は、会場となった「月下美人」(下条村)へ宿泊され、同会場で久しぶりの交流会が開催された。茂原法人会古市会長の訪問あいさつ、飯田法人会児島会長の歓迎のあいさつに続き、参加全員の自己紹介から懇親会に入り、久方振りの交流に大いに盛り上がり、楽しい時間を過ごす事ができました。次回は飯田から茂原を訪問することを約して閉会となった。

茂原法人会とは相互訪問の他、毎年開催される法人会の全国大会の折には、大会出席者による交流会も欠けることなく継続して開催している。



## 表 彰

### 県税功労者表彰

常任理事	外 松 實 氏
監 事	清 水 良 彦 氏

税務行政に協力した功績を称えられ当法人会より外松實氏と清水良彦氏が「県税功労者知事感謝状」を受彰され、合同庁舎で11月16日、南信県税事務所飯田事務所長宮澤弘氏より伝達されました。

### 飯田税務署長納税表彰

会 長	兄 島 博 司 氏
副会長 税制委員長	加 藤 昇 氏

令和5年度飯田税務署納税表彰が、11月14日に飯田税務署で行われました。税務関係団体の要職にあって申告

納税制度の普及発展に努め、納税道義の向上に顕著な功績のあった方に対する税務署長表彰を、当法人会から兄島博司会長と加藤昇副会長(酒造組合推薦)が受彰されました。

ご功績に感謝と敬意を表し

心よりお祝い申し上げます。



## 要チェック

## 《お知らせ掲示板》



### 飯田支部税務研修会

開催日時：1月30日(火) 14:00~15:30(Web併設)  
会 場：飯田商工会館 1階  
講 師：関東信越税理士会飯田支部  
篠田 修 氏  
内 容：電子帳簿保存法について

### 女性部税務署長講話

開催日時：2月7日(水) 10:30~  
講 師：飯田税務署長 浅井 伸紀 氏  
会 場：ビーラクスマツカワ  
※女性部会員も同時募集中！  
※講話の聴講はどなたでも歓迎します。事務局までお申し込みください。

### -新春経済講演会-

開催日時：2月7日(水) 14:00~15:30  
会 場：シルクプラザ(飯田市育良町)  
講 師：エコノミスト 崔 眞淑 氏  
内 容：地方経済の今  
~少子化対策と企業支援から考える地域活性化策~  
定 員：150名  
※詳細と申込は同封ご案内ちらし参照

### 決算法人説明会

開催日時：3月15日(金) 14:00~(Web併設)  
会 場：南信州・飯田産業センター エス・バード  
対 象：4・5・6月決算法人  
講 師：飯田税務署担当係官・税理士  
内 容：「決算と申告の注意事項」  
「調査指導から見た注意点」等  
☆受講には事前申し込みが必要です。  
会員には受講証シール(オレンジ)をお渡します。

### 第39回 飯田支部通常総会

開催日時：5月10日(金) 講演会13:30~  
総会15:10~ 懇親会17:00~  
会 場：シルクホテル

### 第12回 本会通常総会

開催日時：6月6日(木) 講演会13:30~  
総会15:10~ 懇親会17:00~  
会 場：シルクホテル

### 訃 報

去る12月13日、当会元会長としてご尽力いただいた塚平利久郎氏をご逝去され、同月23日ご葬儀が行われました。享年87歳でした。

平成9年飯田支部理事をお努めいただき、飯田法人会の要職を歴任され、平成21年から2期4年に亘り会長職をお努めになられ、会の事業推進と発展に多大なご貢献をいただきました。

その功により、平成20年に税務署長表彰を、平成23年には国税局長表彰・全法連功労表彰を受けられました。

法人会を支えて下さったご厚情とご功績に深く感謝申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

#### 【法人会役員就任歴】

平成9年 飯田支部理事  
平成13年 理事  
平成15年 常任理事・研修委員長  
平成17年 副会長  
平成19年 副会長・飯田支部長兼任  
平成21年 会長

## 年末調整研修会 開催報告

法人会アンケートで、多数の継続希望があった「年末調整研修会」を11月28日(火)14時からエスボードで開催しました。(会場とオンライン配信のハイブリッド方式)

会場は、たくさんの申し込みをいただき計109名が受講され、オンラインには124名の参加がありました。

講師に、関東信越税理士会派遣税理士 鈴木智和税理士をお願いし、ポイントを絞った、実務的で分かりやすい言葉での説明が大変好評でした。

オンライン参加者からも、解説が非常にわかりやすくありがたかった。税に関する事なので講習会をやっていただけるのは助かります。具体例を出し

て説明してくれたので良く理解できました。など感想が寄せられています。今後もハイブリッド方式での研修会を開催予定です。ぜひ多くの皆様のご参加をお待ちしています。



## ●第8回「絵はがきコンクール」優秀作品表彰と展示●



飯田税務署長賞  
阿智第二小6年 河合 杏さん



飯田法人会長賞  
阿智第二小6年 木下佳乃さん



飯田法人会女性部長賞  
泰阜小6年 中山 愛さん



泰阜支部長賞  
泰阜小6年 宇井碧斗さん



西部支部長賞  
阿智第二小6年 木下葉月さん

当会女性部(小林美佐部長)は、第8回税に関する絵はがきコンクールを実施しました。年度初めに飯伊地域全小学校への応募用紙配布を行った上、青年部の租税教室でも用紙配布を行い、今年度は6校より総数19枚の応募がありました。

10月2日には飯田税務署、女性部役員、事務局による選考会を開催し「アイデアの良さ、緻密な描写、キャッチコピーの分かりやすさ」など、様々な観点により厳正なる選考の結果、優秀作品として5作品が選ばれ、「税を考える週間」(11/11～17)中、イオンアップロード店にポスターや作文と共に展示され、その後もキラヤ高森店、ピア店、松川店に展示され、税の大切さをアピールしました。

優秀作品の皆さんには、記念品、賞状・作品ホルダーと図書カードなどを贈呈し、応募者全員にも記念品として税についての下敷きなど各学校宛てに送付しました。

また、優秀作品は税務署の協力をいただき、確定申告の時期に合わせて申告会場への展示を予定しています。



## 税に関するポスター・絵はがき優秀作品表彰

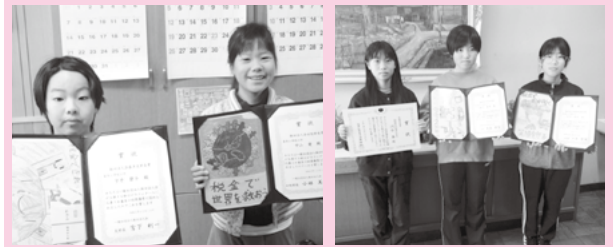
税務官庁及び税務推進関連団体で組織する「飯田市租税教育推進協議会」の定期総会が、12月1日飯田市役所に於いて開催されました。

当協議会は、私たちの暮らしを支えている税に関して、知識や意義・役割を正しく知ってもらうきっかけとして、小中高校生を対象に、税に関するポスターや作文の募集を毎年行っています。

定期総会に引き続いて上記募集作品の中から選ばれた優秀作品について、飯田税務署長賞・飯田市長賞をはじめ、各団体から表彰を行いました。

飯田法人会は、同協議会が募集する「ポスターの部」で、飯田支部長賞を授与しました。

この租税教育推進協議会は、郡下の各町村にも組織されており、この時期同様に総会と募集した税に関する優秀作品の表彰式が行われました。



泰阜小表彰

絵はがき

阿智第二小表彰



ポスター

飯田法人会 飯田支部長賞  
上郷小6年 青山直己さん

## 令和5年度 各租税教育推進協議会法人会関係受賞者名簿

### 【ポスター】

租推協名	賞 名	学校名	学年	氏 名
飯田市	一般社団法人飯田法人会飯田支部長賞	上郷小学校	6年	青山 直己
松川町	一般社団法人飯田法人会松川支部長賞	松川北小学校	6年	細田 佳歩
高森町	一般社団法人飯田法人会高森支部長賞	高森南小学校	6年	林 紗也子
豊丘村	一般社団法人飯田法人会豊丘支部長賞	豊丘南小学校	6年	北澤 沙耶
阿南町	一般社団法人飯田法人会阿南売木支部長賞	大下条小学校	6年	伊藤沙桜里
泰阜村	一般社団法人飯田法人会泰阜支部長賞	泰阜小学校	6年	猪俣きなり
売木村	一般社団法人飯田法人会阿南売木支部長賞	売木村小学校	5年	荻原 健正

### 【絵はがき】

租推協名	賞 名	学校名	学年	氏 名
阿智村	一般社団法人飯田法人会長賞	阿智第二小学校	6年	木下 佳乃
泰阜村	一般社団法人飯田法人会女性部長賞	泰阜小学校	6年	中山 愛
阿智村	飯田税務署長賞	阿智第二小学校	6年	河合 杏
阿智村	一般社団法人飯田法人会西部支部長賞	阿智第二小学校	6年	木下 葉月
泰阜村	一般社団法人飯田法人会泰阜支部長賞	泰阜小学校	6年	宇井 碧斗

## 各支部で地元市町村に 「令和 6 年度税制改正に関する提言」活動を実施

毎年、全国法人会総連合では、全国の各地法人会の税制改正要望事項を取りまとめ、公平で健全な税制の実現のため、政府や関係省庁、地方自治体などに建設的な提言や要望活動を行っております。

飯田法人会でも、毎年実施している「会員アンケート調査」結果等を参考に、税制委員会で素案を作成した「税制改正要望」を、通常総会での承認を得て県連へ上げています。同様に全国各地法人会からの要望が各県連を通じ全法連へ上げられます。

本年度も、この全国各地の法人会から上げられた要望や意見がまとめられた「令和 6 年度税制改正に関する提言」が、10月に群馬県高崎市で開催された法人会の全国大会において承認されました。

この結果を受け、飯田法人会では、全国の法人会と足並みを揃え、11～12月にかけて提言活動を市町村（支部）単位で実施し、「令和 6 年度税制改正に関する提言」（一部支部では「法人住民税における標準税率のお願い」も）をそれぞれの行政へ提出し、提言書掲載各項目への対応の要望を行いました。



児島会長から佐藤市長へ



榊原支部長から壬生町長へ(高森支部)

### 地方自治体に対する提言活動実施状況

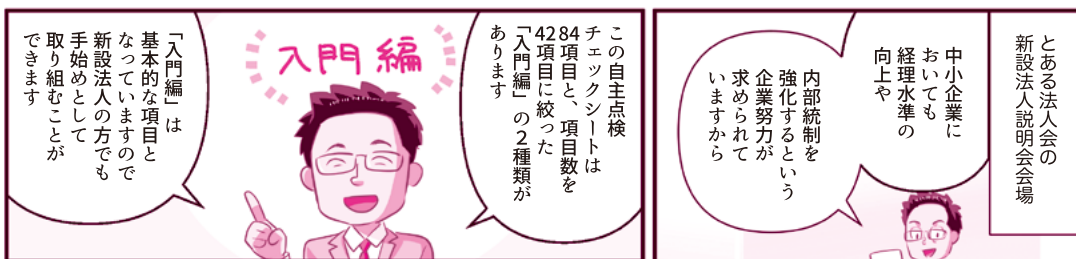
提 言 活 動 先				提言活動実施者		提言活動 実施日
対象 自治体名	対象者の役職名	面接者（持参の場合）		単位会名・ 役職名	氏 名	
		面接者の役職名	面接者の氏名			
喬木村	村長・市瀬 直史	町 長	市瀬 直史	支 部 長	吉川 幸明	11月21日
下條村	村長・金田 憲治	町 長	金田 憲治	支 部 長	仲川 正博	11月21日
阿南町	町長・勝野 一成	住民税務課長	伊藤 恒	支部事務局長	成瀬 広	11月24日
阿智村	村長・熊谷 秀樹	商工係長	河合 一成	支部事務局長	清水 衆一	11月27日
平谷村	村長・西川 清海	産業建設課長	塚田 伸治	支部事務局	竹沢 浩一	11月27日
根羽村	村長・大久保憲一	総務課総務係	石原 享伸	支部事務局	竹沢 浩一	12月 1日
天龍村	村長・永嶺 誠一	住民税務課	瀧澤 翔	支 部 長	熊谷 秀文	12月 1日
松川町	町長・北沢 秀公	町 長	北沢 秀公	支部事務局長	紫芝 光雄	12月 6日
売木村	村長・清水 秀樹	総務課総務係	中村 佑弥	支部事務局	浅岡 ス工	12月12日
高森町	町長・壬生 照玄	町 長	壬生 照玄	支 部 長	榊原 正倫	12月18日
飯田市	市長・佐藤 健	市 長	佐藤 健	会 長	児島 博司	12月22日
大鹿村	村長・熊谷 英俊	村 長	熊谷 英俊	支 部 長	吉野 君一	12月25日


マンガ  
でわかる!

# 法人会自主点検チェックシート

- 自主点検チェックシート改訂編 -

国税庁後援






お問い合わせ先  飯田法人会 TEL:0265-52-5775 URL:http://www.iidahoujinkai.jp/

## 長野県法人会連合会作成動画のご紹介



長野県法人会連合会では、「インボイス制度」「電子帳簿保存法」研修動画を作成致しましたので、是非ご視聴ください。

- ①インボイス制度開始2か月  
そろそろ消費税申告も考えないと…  
<https://youtu.be/y4G9ffq-W8E> 
- ②インボイス制度開始後、このまま  
免税事業者のままでもいいのか…?  
<https://youtu.be/TEhRqVXX5vE> 
- ③あと一か月、電子帳簿保存制度  
～最低限の確認・準備事項～  
<https://youtu.be/r8c27AKxia8> 

さあ、保険の新次元へ。  
T&D 保険グループ



# 謹賀新年

大同生命は、

「経営者保険のパイオニア」として、

これからも、みなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。

**DAIDO 大同生命保険株式会社** 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)  
TEL 0263-32-0829

令和5年度  
税に関するポスター優秀作品



飯田市租税教育推進協議会会長賞  
丸山小学校6年  
鈴木 悠史さん



飯田市長賞  
下久堅小学校6年  
中山 結衣さん



飯田税務署長賞  
座光寺小学校6年  
申原 彩心さん

## 編集後記

2023年10月1日からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が始まりました。関係機関の皆様  
の熱心な説明会等により、『適格請求書発行事業者』になる為の登録も済み、順調に進んでいると思料  
しております。しかし、制度中には面倒な事も発生しています。それは中小企業かと思いきや大手通  
信会社からの請求書であります。

この大手企業は分社化が進み、請求書が子会社から発行されるものの、請求書には仕入税額控除  
を受ける為の登録番号が付されておられません。もし登録番号が付された請求書が欲しいなら指定のH  
Pにアクセスし、IDとPWを入れてダウンロードして自分でプリントアウトせよ!と指示されます。この  
大手通信会社は請求書発行手数料200円を上乗せしている上に、更に自分でプリントアウトせよ!であ  
ります。

我々は建設会社なので現場毎に電話を引いていますから面倒な作業です。経理担当者は、働き方  
改革なのにまた余計な仕事が増えたと独りごちています。

これは制度を定めた国が悪いのか、大手企業が悪いのか…消費者である私たちが悪いのか!?

【奉呈】昨年夭折されました南島広報副委員長さんに心より哀悼の意を捧げます。



広報委員長  
棚田 稔

# いいだ法人 第156号 2024・1 冬 Winter

令和6年1月26日発行  
年4回発行/一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776  
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・棚田 稔  
副委員長・木下裕介  
副委員長・小林亮夫  
委 員 塚原一人・熊谷 弘・中島律子  
・中島 隆・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。